

# 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」 包括的保存管理計画の概要について

世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画策定協議会

令和5年3月

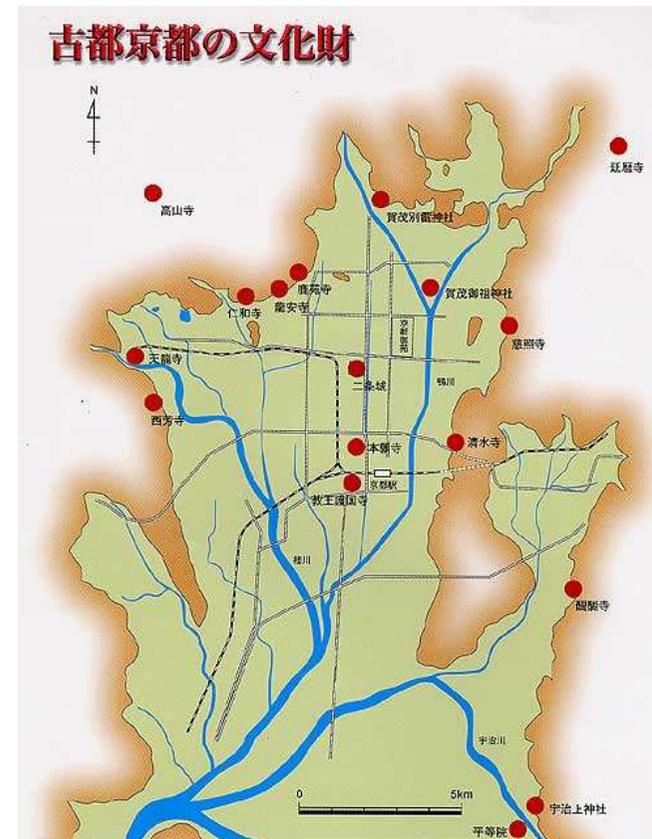
# 世界遺産とは

世界遺産とは、文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷・破壊等の脅威から保護し、保存していくための国際的な援助及び体制を確立することを目的に、1972年の第17回ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づき、世界遺産一覧表に記載された遺産のことです。

# 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）とは

1994年、日本で5番目の世界遺産として世界遺産一覧表に記載されました。2府県3市に跨る下記の17寺社城で構成されています。

- A. 賀茂別雷神社（上賀茂神社）
- B. 賀茂御祖神社（下鴨神社）
- C. 教王護国寺（東寺）
- D. 清水寺
- E. 延暦寺
- F. 醍醐寺
- G. 仁和寺
- H. 平等院
- I. 宇治上神社
- J. 高山寺
- K. 西芳寺（苔寺）
- L. 天龍寺
- M. 鹿苑寺（金閣寺）
- N. 慈照寺（銀閣寺）
- O. 龍安寺
- P. 本願寺（西本願寺）
- Q. 二条城



# 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）の顕著な普遍的価値

世界遺産としての価値については、「顕著な普遍的価値の言明」（2012年）において、次のように述べられています。

古都京都の文化財は、京都府京都市及び宇治市ならびに滋賀県大津市の3市に所在する17の構成資産から成る。古代中国の都城を模して西暦794年に建設された京都は、それ以降、19世紀半ばに至るまで日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けている。

千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している。17の構成要素を形成している198棟の建造物及び12の庭園のほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。登録された17の構成要素は二条城を除き、すべて宗教施設である。総面積は1,056 ha、周辺の緩衝地帯は3,579 haである。

## 評価基準 (ii)

京都は、8世紀から17世紀にかけて、宗教及び非宗教の建築及び庭園の意匠における発展の中心であった。そのため、京都は日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たし、その結果、19世紀以降には、特に庭園の分野において世界の他の地域に重大な影響を与えた。

## 評価基準 (iv)

京都に残された記念工作物に見る一群の建築及び庭園の意匠は、近代以前の日本の物質文化のこの側面における最高の表現である。

## 完全性

資産を構成する建造物及び庭園は、それぞれがその時代の様式を代表する典型的な事例である。また、歴史的な背景の中で見れば、日本における建築及び庭園の一般的な歴史的発展を表している。

資産は長期間にわたる日本文化を包括的に表しており、いずれの建造物及び庭園も、その敷地とともに確実に保護されている。このように、資産は全体性及び無傷性の両側面から完全性の条件を満たしている。

## 真正性

日本で一般的に行われている修復方法から、資産を構成する建造物及び庭園は高い真正性を保持している。通常、建造物全体が建築当初の状態で良好に保存されている事例は極めて稀で、部分的に残されている事例であっても少ないのであるが、日本では千年以上にわたり当地で用いられてきた形態・装飾・材料等を厳格に尊重しており、今日においても細部にわたって建築当時の姿を知ることが可能である。こうした修復の伝統は19世紀末より継承されており、その中では当時の道具の再生を図ることまで含め、伝統的な材料や技能の使用を貫くことに努力がなされている。

したがって、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、資産の真正性は高水準に保持されている。

## 顕著な普遍的価値の維持に必要とされる保護・管理

資産を構成する全ての建造物、庭園及び土地は、文化財保護法により保護されている。資産を構成する198棟の建造物のうち、38棟は国宝に、160棟は重要文化財に指定されている。また、12の庭園のうち、8つは特別名勝に、4つは名勝に指定されている。この法律に基づき遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可（軽微な変更については市）が求められている。

17の構成資産のそれぞれの周囲に緩衝地帯が設けられており、その外側を歴史的環境調整区域が取り囲んでいる。これらの区域では、(i)自然公園法、(ii)古都保存法、(iii)京都府風致条例又は滋賀県風致条例に基づく風致地区、(iv)市の都市計画及び関連条例により、開発行為が規制されている。京都市では2007年、宇治市では2000年に新たな景観保全政策及び計画を作成し、建築物の高さ規制を強化するとともに、修景基準の改善を行った。

構成資産のうち、16件は宗教法人が、1件は京都市が所有している。資産の日常管理の責務は所有者にあり、耐震補強を含む必要な修理も所有者が行っている。遺産を最も大きな危険にさらす要因が火災であることから、建造物には自動火災報知設備、消火設備、必要に応じて避雷設備が設備されている。中には、所有者が自衛消防団をつくり、消防当局と協力して防火に努めているものもある。

文化庁・京都府・滋賀県・京都市・宇治市・大津市は、所有者に対して適切な保護及び管理に係る財政的支援及び技術的指導を行っている。

## 計画策定の経緯

ユネスコ世界遺産センターが公表している「世界遺産条約履行のための作業指針」の2005年の改訂で、推薦資産は保存管理計画を具備すべきことが初めて明確に謳われましたが、これは既に登録された遺産にまで遡って適用されるものではありませんでした。

一方、「古都京都の文化財」は登録から30年近くが経過する中で、2004年の景観法施行等を背景に、遺産と周辺環境の保全手法を大きく進化させてきましたが、それを明示したものは1993年の推薦書しかありませんでした。

## 計画の目的

「古都京都の文化財」は世界遺産一覧表記載後30年近く概ね良好に保全されてきましたが、その間も保全に資する施策は強化され、資産や緩衝地帯を超えた都市全体の開発コントロールが、様々な制度と多様な関係者によって重層的に行われてきています。

このような変化を踏まえ、今後も世界遺産としての顕著な普遍的価値（OUV）を確実に保存するために必要な事項を確認し、現有の様々な制度がどのように保存に寄与しているのかを位置づけ、関係者間の共通認識とするのが本計画の目的です。

## 計画策定の体制

京都府・滋賀県・京都市・宇治市・大津市の文化財担当部局から成る策定協議会を主体とし、専門家から成る検討委員会から意見やアドバイスをいただきながら、文化庁等関係機関の協力の下で策定しました。

# 計画の構成

第1章 計画の目的と経緯



第2章 構成資産の概要



第3章 世界遺産登録後の資産及び周辺環境の変化と現状



第4章 保存管理の理念と基本方針

基本方針

1 資産の保存と継承

2 取り巻く環境の保全

3 OUVの発信と来訪者対応

保存管理の方法

第5章

第6章

第7章

第8章  
モニタリング及び  
遺産影響  
評価

第9章 包括的保存管理の体制と取組の充実



# 保存管理の方法

## 第5章 資産の保存と継承

現状変更行為の制限

保存のための修理

資材の確保と技術の継承

調査・指定の継続

整備事業

防災対策・防犯対策

所有者による維持管理

宗教活動と文化財保護の両立

地域コミュニティとの関わり

国・自治体による支援

## 第6章 取り巻く環境の保全

緩衝地帯の保全

立地特性の類型と保全方針

法的規制による保全

保全に関わる手続きと体制

古都京都の歴史的都市  
としての保全

歴史的都市景観の保全

幅広い文化遺産の保全

## 第7章 OUVの発信と来訪者対応

公開と保全のバランス

技術に関する情報発信

次世代への発信

観光案内

多言語対応

バリアフリーに関する取組

交通混雑緩和の取組

観光混雑緩和の取組

来訪者へのマナー啓発

持続可能な文化観光